

# 学校法人プール学院 「オクスラド基金」に関する規程

(2013年6月2日制定)

## (設置)

第1条 学校法人プール学院(以下「学院」という。)にオクスラド基金を設け、その適切な運営を図るため規程を設ける。

## (規程の目的)

第2条 募金方法・内容等また使途について、適切かつ学院のミッションステートメントに添っているかを確認すること。

## (基金の内容と寄付金の使途)

第3条 基金の内容は、教育研究施設充実引当特定資産および教育活動支援資金とする。

- 2 教育研究施設充実引当特定資産は、校舎等の増改築・改修等に用い、教育活動支援資金は、教育研究の支援・特別活動の支援・奨学生への支援のために用いることとする。
- 3 使途については、基金委員会で協議し決定する。

## (規程の期間)

第4条 オクスラド基金募集期間である、2013年6月2日～2029年度末とする。

## (基金委員会等の設置と構成他について)

第5条 委員会の名称は、オクスラド基金募金委員会(以下「基金委員会」という。)とする。

- 2 基金委員会の構成は、委員長、副委員長(複数)、および募金室長とする。なお副委員長から1名の首席副委員長を設ける。
- 3 委員長の任免については、基金委員会委員総数の3分の2以上の同意を持って議決する。
- 4 副委員長は、学院理事長、一般社団法人 POOLE 理事長、大学後援会会長、中・高後援会会長、学院長、中・高PTA 会長、大学学長、中・高校長、法人事務局長、学院チャプレンを原則とする。
- 5 首席副委員長は、学院理事長が担う。
- 6 基金委員会および各種委員会の構成メンバーは、学院理事長が指名する。なお任期は、その職にある限りとする。
- 7 基金委員会の委員以外に、実行委員(複数)、推進委員(複数)、賛同者(複数)他を設けることができる。

## (基金委員会の会議)

第6条 基金委員会の業務の円滑な推進を図るため、委員長会議を設置する。

- 2 会議は次の者で構成する。  
委員長・副委員長とする。なお、委員長および首席副委員長は、必要に応じて各委員会の陪席を認めることができる。
- 3 会議は委員長または、首席副委員長が随時召集しこれを主宰する。なお、会議は、委員長または、首席副委員長の出席および、委員の半数以上の出席で成立する。
- 4 各種委員会の設置・人選等は基金委員会で決定する。

## (受領書等の送付)

第7条 寄付を受領したときは、受領書を寄付者等に送付するものとする。

## (会計について)

第8条 会計年度は、4月1日から、翌年3月31日の1年間とする。ただし、初年度は5月27日から翌年3月31日とする

- 2 報告は基金委員会の審議を経て議決後、ホームページ等を通じて公示する。

## (個人情報保護)

第9条 プール学院個人情報に関する規程を遵守する。

## (改廃)

第10条 この規程の改廃は、委員会の議決を経ておこなう。

## (備考)

事務取扱は、法人本部の募金室がおこなう。

附則：この規程は、2013年6月2日から施行する。